

その他の木材・木製品製造業におけるかな盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	11~12	作業所内で内装工事用の木材を手押しカンナ盤で削っている時に、回転している刃に指が触れてしまい右手人差し指の先端を切傷した。	65	1 ～ 9
3	9~10	自社加工作業場内で木材加工中、カバーに手を掛けてしまい、右手の指が回転中の刃に接触してしまい負傷した。	27	1 ～ 9
5	14～ 15	工場内で手押しカンナ盤で木取りをしている時に、木材の上にのせていた右手が滑り、下にある刃物に右手小指が巻き込まれた。	25	10 ～ 29
6	14～ 15	社内作業内で、材木（1800×90×15）を手押しプレナーにて加工中に手が滑り、左手示指を切断した。安全カバーが破損し、取り外していた為に事故が発生した。	64	1 ～ 9
6	2～3	天板加工で、手押し作業をする時に安全を怠った為、左手の薬指の先を引っかけて切創した。	69	1 ～ 9
6	9～ 10	当工場内でプレーナー（カンナ機）仕上げ作業中、材料が上刃の安全カバーを押し上げたため、カバーを定位置に戻そうとして、回転している刃物に左手の薬指が触れて負傷した。機械トラブルの時は必ずスイッチを切ってから作業するべきところを怠ったため、災害が発生した。	52	10 ～ 29
	16～	工務店作業場に於いて、2m×105×105の木材加工中に、手がすべり回転する刃に		10

9	17	左人差し指中指を接触し負傷する。	31	～
				29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html